

**令和7年度青森県農業用ハウス等雪害復旧緊急支援
事業費補助金（令和8年1月からの大雪分）交付要綱**

（趣旨）

第1 県は、令和8年1月からの大雪による営農活動に対する影響を抑え、農作物の生産環境の早急な復旧を図るため、被災農業者等が行う農業用ハウス等の復旧に対して市町村が助成するのに要する経費について、令和7年度2月補正予算の範囲内において、当該市町村に対し、青森県農業用ハウス等雪害復旧緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）農業用ハウス等

農業用ハウスその他農業用ハウスに準ずる施設及び設備として知事が認めるものをいう。

（2）被災農業者等

令和8年1月からの大雪による農業被害を受けた農業者又は当該農業者が組織する団体であつて、農業用ハウス等について、当該大雪による農業被害を受けた旨の証明を市町村長から受けた者をいう。

（補助対象経費等）

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額、被災農業者等に対する助成額及び被災農業者等に対する助成要件は、別表のとおりとする。

（申請書等）

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

（1）補助金に係る予算議決書の写し（関係部分に限る。）

（2）補助金の交付に関する規程等の写し

（3）その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合は、あらかじめ県の指導を受けた上で、次の事項に留意の上、その理由を明記した交付決定前着手届（第2号様式）を知事に提出するものとする。

（1）交付決定を受けるまでの期間内のあらゆる損失等は、自らの責任とすること。

（2）交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

- (3) 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、事業計画の変更は行わないこと。

(補助金の交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業若しくは補助金の交付の決定に係る事業（以下「間接補助事業」という。）について、事業費の増又は30パーセントを超える減を伴う変更を行う場合において、事業変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業若しくは間接補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業若しくは間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和9年4月1日から5年間保管しておくこと。
- (5) 間接補助事業を行う被災農業者等（以下「間接補助事業者」という。）に対し、間接補助事業の状況、間接補助事業の経費の収支その他間接補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付けさせ、これらを令和9年4月1日から5年間保管させること。
- (6) 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の実態を十分把握するように努め、間接補助事業者に対し、当該財産を善良な管理者の注意をもって管理させるとともに、補助金の交付の目的に従って使用させ、その効率的な運用を図らせること。
- (7) 間接補助事業者に対し、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（第9に規定するものに限る。）を知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用させ、譲渡させ、交換させ、貸付けさせ、又は担保に供させないこと。ただし、第10に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。
- (8) 間接補助事業者に対し、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について財産管理台帳（第4号様式）その他関係書類を第10に規定する期間整備保管させること。
- (9) 間接補助事業者が、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分したことにより収入があった場合には、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (10) 間接補助事業者に対し、法令、規則及びこの要綱の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく知事の命令を遵守させるために必要な条件を付すること。

(申請の取下げの期日)

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払により交付することがある。

2 概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第8 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和9年4月15日のいずれか早い期日までに事業完了（廃止）実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 市町村の検査調書の写し
- (2) 間接補助事業に係る財産管理台帳（第4号様式）の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(処分の制限を受ける財産)

第9 規則第19条第4号の規定により処分の制限を受ける財産は、1件の本体取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の農業用ハウス等とする。

(処分の制限を受ける期間)

第10 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3関係）

区分	補助対象経費	補助金の額	被災農業者等に対する助成額	被災農業者等に対する助成要件
<p>1 農業用ハウス等雪害復旧緊急支援事業費（令和8年1月からの大雪分）</p>	<p>被災農業者等が農業用ハウス等の復旧を行う経費（以下「助成事業対象経費」という。）を助成するのに要する経費</p> <p>なお、助成事業対象経費の対象となるのは、令和8年1月1日以降に実施された以下の(1)及び(2)に係る経費とし、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。</p> <p>(1) 再建 農作物の生産に必要な農業用ハウス等の再取得（再建に伴う農業用ハウス等の撤去・運搬を含む。）</p> <p>(2) 修繕 農作物の生産に必要な農業用ハウス等を修繕するために必要な資材の購入</p>	<p>補助対象経費の実支出額以内の額（千円未満を切り捨てるものとする。）</p>	<p>1 農業用ハウス等が園芸施設共済の対象施設であり、園芸施設共済に加入している場合</p> <p>助成事業対象経費に 2/10 を乗じて得た額に以下の(1)から(3)に掲げる額のうち最も低い額を加えた額以内の額（千円未満を切り捨てるものとする。）</p> <p>(1) 助成事業対象経費に 3/10 を乗じて得た額</p> <p>(2) 助成事業対象経費に 1/2 を乗じて得た額から支払共済金（復旧する農業用ハウス等の支払共済金に限る。以下同じ。）の額に 1/2 を乗じて得た額を控除した額</p> <p>(3) 助成事業対象経費から支払共済金の額と助成事業対象経費に 2/10 を乗じて得た額との合計額を控除した額</p> <p>2 農業用ハウス等が園芸施設共済の対象施設であるが、園芸施設共済に加入していない場合又は農業用ハウス等が園芸施設共済の加入対象施設以外である場合</p> <p>助成事業対象経費に 1/2 を乗じて得た額（千円未満を切り捨てるものとする。）</p>	<p>1 復旧後の農業用ハウス等の規模が被災前と同程度であること</p> <p>ただし、やむを得ない事情があると知事が認める場合はこの限りではない。</p> <p>2 復旧に当たり取得する農業用ハウス等については、1件の取得価格が20万円以上であること</p> <p>3 復旧後の農業用ハウス等について、要綱第10に規定する期間、園芸施設共済その他損害保険事業への加入を継続すること</p> <p>ただし、園芸施設共済その他損害保険事業への加入の対象とならないものについてはこの限りでない。</p>

※被災農業者等に対する助成額において、計算過程で生じる小数点以下の端数については切り捨てるものとする。

別表つづき

区分	補助対象経費	補助金の額	被災農業者等に対する助成額	被災農業者等に対する助成要件
2 附帯事務費	<p>市町村が区分の欄の1の事業に係る事務指導等を行うために要する経費</p> <p>(1) 旅費 普通旅費（検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び検査のための管内出張旅費）</p> <p>(2) 需用費 消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費）、燃料費（自動車等の燃料費）、食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等）、印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費）</p> <p>(3) 役務費 通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）</p> <p>(4) 使用料及び賃借料 会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料</p>	<p>補助対象経費の実支出額又は区分の欄の1の補助金の額に0.4%を乗じて得た額のいずれか低い額以内の額（千円未満を切り捨てるものとする。）</p>	—	—

第1号様式（第4関係）

番 号
年 月 日

農林水産事務所長 殿

申請者 住所
氏名（名称及び代表者氏名）

令和7年度青森県農業用ハウス等雪害復旧緊急支援事業費補助金
（令和8年1月からの大雪分）交付申請書

令和 年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業計画（又は実績）

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		県補助金	そ の 他	
1 農業用ハウス 等雪害復旧緊急 支援事業費（令 和8年1月から の大雪分）	円	円	円	
2 附帯事務費				
合 計				

※内訳として別添様式を作成すること

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 収支予算（精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県 補 助 金 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 農業用ハウス等 雪害復旧緊急支援 事業費(令和8年1 月からの大雪分)	円	円	円	円	
2 附帯事務費					
合 計					

6 添付書類

- (1) 補助金に係る予算議決書の写し(関係部分に限る。)
- (2) 補助金の交付に関する規程等の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

別添様式 被災農業者等一覧表

番号	氏名	助成要件を 満たしている か	助成要件			被災した農業用ハウス等				規模		助成事業の内容		助成事業対象経費（円、税抜き）			支払共済金 （円）	助成額 （千円） 千円未満切捨て
			1	2	3	園芸施設共 済等の対 象・対象外	園芸施設共 済等の加 入・未加入	設置年数	被害程度	被災した農 業用ハウス 等の規模 （㎡）	復旧する農 業用ハウス 等の規模 （㎡）	再建	修繕	再建	修繕	計		
1		BAD														0		
2		BAD														0		
3		BAD														0		
4		BAD														0		
5		BAD														0		
6		BAD														0		
7		BAD														0		
8		BAD														0		
9		BAD														0		
10		BAD														0		
11		BAD														0		
12		BAD														0		
13		BAD														0		
14		BAD														0		
15		BAD														0		
16		BAD														0		
17		BAD														0		
18		BAD														0		
19		BAD														0		
20		BAD														0		
合計												0	0	0	0	0	0	0

注) 助成額の合計は、第1号様式の3事業計画（又は実績）の県補助金の合計と一致する。

【助成要件】

- 1 復旧後の農業用ハウス等の規模が被災前と同程度であること（ただし、やむを得ない事情があると知事が認める場合はこの限りではない。）
- 2 復旧に当たり取得する農業用ハウス等については、1件の取得価格が20万円以上であること
- 3 復旧後の農業用ハウス等について、要綱第10に規定する期間、園芸施設共済その他損害保険事業への加入を継続すること
（ただし、園芸施設共済その他損害保険事業への加入の対象とならないものについてはこの限りでない。）

農林水産事務所長 殿

申請者 住所
氏名（名称及び代表者氏名）

令和7年度青森県農業用ハウス等雪害復旧緊急支援事業
（令和8年1月からの大雪分） 交付決定前着手届

令和7年度青森県農業用ハウス等雪害復旧緊急支援事業（令和8年1月からの大雪分）について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内のあらゆる損失等は、自らの責任とすること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、事業計画の変更は行わないこと。

事業費 (円)	着手予定 年月日	完了予定 年月日	交付決定前に 着手する理由

農林水産事務所長 殿

補助事業者 住所
氏名（名称及び代表者氏名）

令和7年度青森県農業用ハウス等雪害復旧緊急支援事業
（令和8年1月からの大雪分）変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた標記事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、令和7年度青森県農業用ハウス等雪害復旧緊急支援事業費補助金（令和8年1月からの大雪分）交付要綱第5第1号（第2号）の規定により、その承認を申請します。

記

- （注）
- 1 記以下の記載要領は、第1号様式の別紙に準ずること。
 - 2 変更の場合は、「事業の目的」を「変更の理由」と書き換えるものとし、変更する部分について変更前を上段に括弧書とすること。
 - 3 事業の中止又は廃止の場合は、「事業の目的」を「中止（廃止）の理由」に書き換えるものとし、その時期とその時点における事業の実施状況を記入すること。
 - 4 補助金の額が増額する場合は、件名の「〇〇事業変更承認申請書」を「〇〇事業の変更承認及び補助金追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、令和7年度青森県農業用ハウス等雪害復旧緊急支援事業費補助金（令和8年1月からの大雪分）交付要綱第5第1号（第2号）の規定により、その承認を申請します。」を「下記のとおり変更したいので、令和7年度青森県農業用ハウス等雪害復旧緊急支援事業費補助金（令和8年1月からの大雪分）交付要綱の規定により、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請します。」とすること。

農林水産事務所長 殿

補助事業者 住所
氏名（名称及び代表者氏名）

令和7年度青森県農業用ハウス等雪害復旧緊急支援事業
（令和8年1月からの大雪分）完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和7年度青森県農業用ハウス等雪害復旧緊急支援事業（令和8年1月からの大雪分）が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- （注）1 記以下の記載要領は、第1号様式の別紙に準ずること。
2 事業内容等が補助金交付申請書又は事業変更承認申請書の事業内容等と異なる場合は、異なる部分について変更前を上段に括弧書すること。